



重大な消防法令違反の建物を 市公式ウェブサイト公表します



公表制度とは

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を市公式ウェブサイトを確認できる制度です。

公表の対象となる建物

飲食店、物品販売店、旅館・ホテル、病院など不特定多数の人が出入りする建物



公表の対象となる違反内容

建物に義務付けられた消防用設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備）が設置されていない消防法令違反です。



公表の方法

市公式ウェブサイトに掲載します。



公表する内容

- | | |
|---------|----------------|
| ①建物の名称 | 〇〇〇〇ビル |
| ②建物の所在地 | 登別市〇〇町〇丁目〇〇番地〇 |
| ③違反の内容 | 自動火災報知設備未設置 |

制度の開始時期は **平成31年4月1日**です。

問い合わせ先 「公表制度」については、下記にお問い合わせください。

消防本部総務グループ 0143-85-9611
(平日09:00~17:30)



登別市消防本部